

東北町における女性活躍推進法に基づく第2次特定事業主行動計画

令和3年4月1日
東北町長
東北町議会議長
東北町選挙管理委員会
東北町教育委員会
東北町代表監査委員
東北町農業委員会
令和6年4月1日一部改訂

東北町における女性活躍推進法に基づく第2次特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、東北町長、東北町議会議長、東北町選挙管理委員会、東北町教育委員会、東北町代表監査委員、東北町農業委員会及び東北町上下水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。本計画は東北町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間）に引き続く計画として策定する。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。（令和6年4月1日一部改訂）

2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、東北町議会議事務局、東北町選挙管理委員会事務局、東北町教育委員会事務局、東北町監査委員事務局、東北町農業委員会事務局及び東北町上下水道事業管理者（以下「町長部局等」という。）において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標及び取組を設定する。

なお、次の項目は、町長部局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを挙げている。

(1) 数値目標

- ①総括主幹から課長補佐に昇任する職員の女性割合を5%以上にする。
- ②男性の育児休業の取得率を令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%にする。

(2) 取組内容

- ①総括主幹、課長補佐、課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行うため、女性職員を対象とした研修やセミナー等への参加を働きかける。
- ②配偶者が出産を控えている職員は出産予定日の3か月前までに人事担当部局へ報告するよう周知し、報告があった場合は、当該職員及び所属長等に面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の計画的な取得を促す。
- ③ハラスメント等相談窓口について、毎年度、相談窓口担当者の一覧を庁内掲示板等に掲示する。